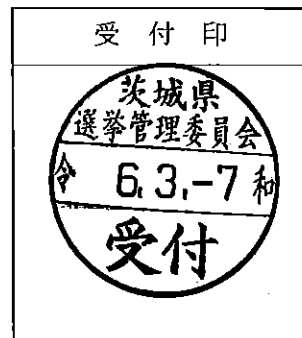


(その1)



収 支 報 告 書

令和 5 年分（令和 年 月 日開催分）

台帳番号

478

(ふりがな)

こくぼたかしこうえんかい

1 政治団体の名称

小久保貴史後援会

2 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市小田2830

3 代表者の氏名

大山 一夫

4 会計責任者の氏名

古徳 弘

連絡先の住所

茨城県つくば市小田2830

事務担当者の氏名

小久保 美幸

(電 話)

029-867-5298

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | 第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |

公 職 の
種 類資金管理団体
の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補
者の氏名公 職 の
種 類

資金管理団体の指定の期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日から

収 支 の 状 況

[illegible][illegible][illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目		金 額										備 考
1 経常経費				十億			百万			千		円
(1) 人件費												
(2) 光熱水費												
(3) 備品・消耗品費												
(4) 事務所費								1	2	0	0	0
小 計								1	2	0	0	0
2 政治活動費												
(1) 組織活動費												
(2) 選挙関係費												
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費												
ア 機関紙誌の発行事業費												
イ 宣伝事業費												
ウ 政治資金パーティー開催事業費												
エ その他の事業費												
(4) 調査研究費												
(5) 寄附・交付金												
(6) その他の経費												
小 計												0
合 計								1	2	0	0	0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体の限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 5 日

政治団体の名称

小久保貴史後援会

会計責任者の氏名

古徳 弘



代表者の氏名（代表者の氏名印は、解散届の場合のみ）